第31回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

●事業報告

「新株予約権等の状況」……１頁

「業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況」……２頁

「会社の支配に関する基本方針」……３頁

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」……４頁

「連結注記表」……５頁

●計算書類

「株主資本等変動計算書」……15頁

「個別注記表」……16頁

第31期
（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

株式会社ＣＥホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・企業理念に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、当社及び当社子会社において、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、当社グループのすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト、その他臨時に採用された者及び派遣労働者を含む。）を対象とした内部通報規程を制定・運用するとともに、内部監査室による定期的な業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に基づき保管・管理するものとし、監査等委員・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」をはじめとした各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、リスク管理統轄機関を中心としたリスク管理体制のもと、的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、当社及び当社子会社の取締役会決議により改廃される職務権限規程及び業務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、「関係会社管理規程」に基づき、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置することといたします。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査等委員会の指示に従って、監査等委員会の職務の補助に当たります。

当社は、当該従業員が監査等委員会の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該従業員の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査等委員会に相談し、意見を求めることといたします。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員からの報告を受けております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、並びに社内における問題点を収集・分析し重要と判断した場合には、監査等委員会へ報告することとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

前号の監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないこととしております。

⑩　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととしております。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会規則に従い、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言・提言・勧告を行うこととしております。

⑫　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金品を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、当社及び当社子会社においてこれらの社内周知の徹底を図っております。万が一、反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営・事業企画室を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・内部統制システムの基本方針のほか、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程・リスク管理基本規程等、当社グループ全社に適用すべき方針や規範、規程類（以下、「グループ規程」という。）については、当社及び子会社各社の社内ウェブサイト・イントラネットにより常時閲覧できる体制をとるほか、朝礼で黙読を行うなど、グループ規程の周知を図り、その理念の浸透に努めております。

・「内部通報規程」に基づき通報窓口を整備・運用するとともに、内部監査部門による監査を実施することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図っております。

・子会社を含めた業務の適正性確保のため、当社経営会議において、子会社の代表取締役社長は、子会社の現況について適宜報告を行っております。また、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社取締役会に報告あるいは付議を行い、タイムリーな情報の共有に努めております。

・監査等委員は、月１回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催し、随時取締役に当社グループの現況について報告を求めるなど、監査の実効性の確保に努めております。また、効率的な監査を実施するため、四半期ごと定時に、必要に応じ臨時に、会計監査人及び内部監査部門と意見交換の場を設けております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,725,482	1,748,334	4,998,174	△200,404	8,271,586
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△865,344		△865,344
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,911			△1,911
親会社株主に帰属する当期純利益			756,548		756,548
自己株式の処分		18,339		17,263	35,603
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	16,428	△108,795	17,263	△75,103
当連結会計年度末残高	1,725,482	1,764,762	4,889,378	△183,140	8,196,483

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	33,403	33,403	537,426	8,842,416
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△865,344
連結子会社株式の取得による持分の増減				△1,911
親会社株主に帰属する当期純利益				756,548
自己株式の処分				35,603
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,165	2,165	8,865	11,031
当連結会計年度変動額合計	2,165	2,165	8,865	△64,071
当連結会計年度末残高	35,569	35,569	546,292	8,778,344

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	４社
・連結子会社の名称	株式会社シーエスアイ 株式会社エムシーエス 株式会社デジタルソリューション 株式会社サンカクカンパニー

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	２社
・関連会社の名称	株式会社マイクロン 株式会社エムフロンティア

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ及び株式会社サンカクカンパニーの２社については、2026年８月１日付で、株式会社サンカクカンパニーを存続会社、株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕを消滅会社とする吸収合併を行ったため、株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕを連結の範囲から除いております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

１）その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２）棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1）有形固定資産（リース資産を除く）	定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　３年～37年 工具、器具及び備品　３年～20年
2）無形固定資産（リース資産を除く）	
・市場販売目的のソフトウエア	見込有効期間（３年以内）に基づく定額法によっております。
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
3）リース資産	
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1）貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2）賞与引当金	一部の連結子会社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子カルテシステムなどの医療情報システム開発や受託開発については、開発中のシステムを他の顧客又は他の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、顧客の検収を受けた時点において収益を認識しております。

製品の販売については、顧客が製品を検収した時点で顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

医療情報システムの保守・運用等のサービスについては、履行義務が時の経過に応じて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね２ヶ月内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1）退職給付に係る負債の計上基準	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。そのうち、一部の連結子会社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
2）のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、重要性のないものについては、発生時に一括償却しております。
3）関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続	
・譲渡制限付株式報酬制度	当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社及び連結子会社の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(1) 固定資産（のれん除く）の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,631,955千円
無形固定資産（のれん除く）	839,647　〃
減損損失（のれん除く）	148,467　〃

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所及び各ソフトウエアを基礎として資産のグルーピングを行っております。固定資産の減損の検討にあたり、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

なお、当連結会計年度において、スマートフォンサービス「ドクターコネクト」については、当初予定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を特別損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー、割引率等の前提条件に基づき算出しており、当該前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	206,064千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、取締役会により承認された将来事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により繰延税金資産を見積っております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(3) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産　2,233,744千円

貸倒引当金（流動資産）　△5,655　〃

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当連結会計年度末に保有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した回収不能金額が見積り額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(4) 一定の期間にわたり履行義務が充足される取引における収益の認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高　6,463,007千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

医療情報システム開発における収益の認識は、連結注記表「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(5) 会計方針に関する事項　④　収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価を用いたインプット法を適用しています。

医療情報システム開発における見積総原価は、契約ごとに個別性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する工数・外注費等に基づき算定しているため、顧客要望の追加又は変更により当初の見積り以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

仕様変更の追加又は変更により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　837,432千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額4,091千円が含まれております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,039,400株	－株	－株	17,039,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年12月18日定時株主総会	普通株式	865,344	（注）52.0円	2025年９月30日	2025年12月19日

（注）１株当たり配当額には、特別配当30.0円を含んでおります。

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券については、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。差入敷金保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び大口仕入先に対する営業保証金であり、期日及び残高を管理しております。

買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、ほとんどが３ヶ月以内に支払期日が到来します。また、借入金の使途は、当社の長期運転資金の調達を主な目的としたものであります。なお、買掛金や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額15,000千円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額19,326千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。さらに、営業保証金（連結貸借対照表計上額2,352千円）は重要性が乏しいと判断したため、「② 差入敷金保証金」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	684,665	684,665	－
② 差入敷金保証金	15,318	14,371	△947
③ 長期借入金	(884,257)	(880,865)	3,391

※ 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	65,377	－	－	65,377
投資信託	619,288	－	－	619,288

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入敷金保証金	－	14,371	－	14,371
長期借入金	－	880,865	－	880,865

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したものに対し、合理的な利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

７．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ヘルスケア ソリューション事業	マーケティング ソリューション事業	
システム販売	11,001,044	30,101	11,031,145
受託・派遣	882,625	435,097	1,317,722
サービス	3,801,211	23,690	3,824,902
顧客との契約から生じる収益	15,684,881	488,889	16,173,771
外部顧客への売上高	15,684,881	488,889	16,173,771

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に顧客との契約について期末日時点で完了しているが、未請求の作業に係る対価の当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は主に、顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,312,159	1,249,761
契約資産	1,248,596	983,983
契約負債	75,951	58,964

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　493円66銭

(2) １株当たりの当期純利益　45円40銭

９．重要な後発事象に関する注記

（株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更）

当社は、2026年10月９日開催の取締役会において、2026年11月13日開催の臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に自社株公開買付け（2026年８月５日公表の「自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（2026年８月31日付「（変更）「自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部変更について」により変更された事項を含みます。）に記載した当社による自己株式の公開買付けを指し、以下「本自社株公開買付け」といいます。）の成立を条件として株式併合を行うこと並びに株式併合の効力が発生することを条件として単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更を行うことに関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

なお、当社の普通株式は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、当社株式の併合の効力発生の条件である本自社株公開買付けが成立した旨を開示した日から2027年１月12日まで整理銘柄に指定された後、2027年１月13日をもって上場廃止となる予定です。

(1) 株式併合の効力発生日
　2027年１月15日（金）
(2) 併合する株式の種類
　普通株式
(3) 併合比率
　当社株式について、3,204,500株を１株に併合いたします。

詳細につきましては、2026年10月９日公表の「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（自己株式の消却）

当社は、2026年10月９日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社が保有する自己株式を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、2026年11月13日開催の当社臨時株主総会において、2026年10月９日公表の「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載した2027年１月15日を効力発生日とする株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されること及び本自社株公開買付けが実施され成立することを条件としており、当議案は同株主総会において原案どおり承認可決されました。

(1) 消却する株式の種類
　普通株式
(2) 消却する株式の数
　消却予定日において当社が保有する自己株式の全部
(3) 消却予定日
　2027年１月14日

詳細につきましては、2026年10月９日公表の「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

10. その他の注記

（追加情報）

（SK-03株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動）

当社は、2026年８月５日開催の取締役会において、SK-03株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同時点における当社の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

当社は、2026年９月18日、公開買付者より、公開買付者が2026年８月６日から実施しておりました本公開買付けが2026年９月17日をもって終了し、本公開買付けの結果について報告を受けました。

(1) 本公開買付けの結果

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式7,624,702株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（3,768,300株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。また、公開買付者は、当社の代表取締役会長ＣＥＯ（最高経営責任者）である杉本惠昭氏との間で、2026年８月５日付で本公開買付けが成立した場合には、その所有する当社株式のうち、譲渡制限付株式197,800株を除く全て（1,450,800株）を公開買付者に譲渡する（以下「本並行買付け」といいます。）旨の契約を締結していたところ、本公開買付けが成立したことから、本並行買付けが実行されることとなった旨の報告を受けました。

(2) 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

2026年９月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。これに伴い、公開買付者の親会社であるSK-02株式会社及びSK-01株式会社も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなりました。一方、当社の主要株主である筆頭株主の光通信株式会社及びその共同保有者は、2026年９月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなりました。

詳細につきましては、2026年９月18日公表の「SK-03株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

（減損損失）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	主な用途	種類	減損損失
株式会社シーエスアイ （札幌市白石区）	スマートフォンサービス 「ドクターコネクト」	ソフトウエア・ソフトウエア仮勘定	148,467

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所及び各ソフトウエアを基礎として資産のグルーピングを行っております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

スマートフォンサービス「ドクターコネクト」については、当初予定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を特別損失として計上しております。

その内訳は、ソフトウエアが127,187千円、ソフトウエア仮勘定が21,279千円であります。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、使用価値を零として評価しております。

株主資本等変動計算書

（2025年10月１日から
2026年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,725,482	1,344,698	400,000	1,744,698	1,200	1,746,373	1,747,573
当期変動額							
剰余金の配当						△865,344	△865,344
当期純利益						3,396,970	3,396,970
自己株式の処分			18,339	18,339			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	18,339	18,339	－	2,531,626	2,531,626
当期末残高	1,725,482	1,344,698	418,339	1,763,038	1,200	4,278,000	4,279,200

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△200,404	5,017,350	33,403	33,403	5,050,753
当期変動額					
剰余金の配当		△865,344			△865,344
当期純利益		3,396,970			3,396,970
自己株式の処分	17,263	35,603			35,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,165	2,165	2,165
当期変動額合計	17,263	2,567,229	2,165	2,165	2,569,395
当期末残高	△183,140	7,584,579	35,569	35,569	7,620,148

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）　組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	３年～37年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	３年～20年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料収入、不動産賃貸収入及び受取配当金となります。経営指導料収入については、子会社との契約内容に応じた受託業務の提供を履行義務として識別しておりますが、履行義務が時の経過に応じて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。不動産賃貸収入については、賃貸期間の経過に応じて収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

・譲渡制限付株式報酬制度　譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「未収入金」は1,186千円であります。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　1,448,987千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、子会社の財政状態悪化により株式の実質価額が貸借対照表価額に比して著しく低下した場合には、回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しております。回復可能性の判定については、子会社の取締役会により承認された将来事業計画に基づき実施しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明した場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　17,167千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、取締役会により承認された将来事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により繰延税金資産を見積っております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　460,772千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　　2,901,738千円

短期金銭債務　　7,447　〃

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	3,976,513千円
営業費用	7,434 〃
営業取引以外の取引による取引高	4,813 〃

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	363,863株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	112千円
未払事業税	439 〃
繰越欠損金	46,939 〃
関係会社株式	18,298 〃
役員退職慰労引当金	9,158 〃
関係会社株式評価損	190,002 〃
投資有価証券評価損	3,340 〃
譲渡制限付株式報酬	49,336 〃
その他	6,078 〃
繰延税金資産小計	323,707千円
評価性引当額	△286,367千円
繰延税金資産合計	37,340千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△3,959千円
その他有価証券評価差額金	△16,212 〃
繰延税金負債合計	△20,172千円
繰延税金資産の純額	17,167千円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社シーエスアイ	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	経営指導料の受取	240,000	―	―
				不動産賃貸料の受取	96,190	前受収益	7,542
				資金の貸付	2,520,000	―	―
				利息等の受取	4,683	―	―
子会社	株式会社エムシーエス	所有 直接51%	役員の兼任	経営指導料の受取	25,500	―	―
				不動産賃貸料の受取	7,198	前受収益	659

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．経営指導料については、毎期協議のうえ決定しています。

２．不動産賃貸料の受取は、取引実勢及び近隣の不動産賃借料を勘案して合理的に決定しております。

３．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役　員	杉本　惠昭	被所有 直接 1.18%	当社代表取締役会長 CEO（最高経営責任者）	譲渡制限付株式の発行	23,458	―	―
			当社代表取締役会長 CEO（最高経営責任者）一般財団法人キノルド杉本惠昭記念財団代表理事	運営資金等の寄付	15,000	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．譲渡制限付株式の発行については、第24回定時株主総会において承認された方針に基づき、2025年12月18日開催の取締役会において決定しております。

２．一般財団法人キノルド杉本惠昭記念財団への寄付は、2026年３月30日開催の取締役会において決定しております。

９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　456円97銭

(2) １株当たりの当期純利益　203円84銭

11．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。